

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)(先議)要旨

本法律案は、近年、事業場等が由来と推定される有害物質による地下水の汚染が明らかになっている状況等に鑑み、有害物質による地下水の汚染の未然防止を図るため、有害物質を貯蔵する施設等の構造等の基準を定め、当該基準違反時の命令規定を設けるとともに、構造等についての定期的な点検に関する必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、有害物質の貯蔵を行う施設等に関する届出規定の創設

有害物質を貯蔵する施設の設置者等に対し、当該施設の構造、設備、使用の方法等についての届出を義務付けることとする。

二、基準遵守義務の創設

有害物質を貯蔵する施設の設置者等は、有害物質による地下水の汚染の更なる未然防止を図るため、構造等について基準を遵守しなければならないこととする。

三、基準遵守義務違反時の改善命令等の創設

都道府県知事は、有害物質を貯蔵する施設の設置者等が、基準を遵守していないと認めるときは、構造等の改善、施設の使用の一時停止を命ずることができるとする。

#### 四、定期点検義務の創設

有害物質を貯蔵する施設の設置者等は、当該施設の構造等について、定期的に基準の適合状況等を点検し、その点検結果を記録し、保存しなければならないこととする。

#### 五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。